



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 町営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） 1
- 地域森林計画の変更案の縦覧・3件（森林緑地課） 1
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 4

告 示

沖縄県告示第545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、竹富町長から協議のあった佐久田地区土地改良事業（農用地保全）の施行について、平成23年11月4日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年11月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成23年11月16日から同年12月14日まで
- 3 縦覧に供する場所 竹富町役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第546号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、沖縄北部地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

平成23年11月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 森林計画区の名称 沖縄北部地域森林計画区（名護市一円、国頭郡一円並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村）
- 2 縦覧に供する書類の名称 沖縄北部地域森林計画変更計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課
- 4 縦覧期間 平成23年11月15日から同年12月12日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林緑地課又は沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課に提出すること。

沖縄県告示第547号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、沖縄中南部地域森林計画区に係る地域森林

計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

平成23年11月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 森林計画区の名 称 沖縄中南部地域森林計画区（那覇市一円、宜野湾市一円、浦添市一円、糸満市一円、沖縄市一円、豊見城市一円、うるま市一円、南城市一円、中頭郡一円並びに島尻郡のうち伊平屋村及び伊是名村を除く地域）
- 2 縦覧に供する書類の名 称 沖縄中南部地域森林計画変更計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所
- 4 縦覧期間 平成23年11月15日から同年12月12日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林緑地課又は沖縄県南部林業事務所に提出すること。

沖縄県告示第548号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、宮古八重山地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

平成23年11月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 森林計画区の名 称 宮古八重山地域森林計画区（石垣市一円、宮古島市一円、宮古郡一円及び八重山郡一円）
- 2 縦覧に供する書類の名 称 宮古八重山地域森林計画変更計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課
- 4 縦覧期間 平成23年11月15日から同年12月12日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課に提出すること。

沖縄県告示第549号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年11月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
津覇	中城村字津覇の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
新垣(1)	中城村字新垣の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
新垣(2)	中城村字新垣の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
北上原(2)	中城村字北上原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

北上原(3)	中城村字北上原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
北上原(4)	中城村字北上原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
北上原(1)	中城村字北上原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
南上原(2)－1	中城村字南上原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
南上原(2)－2	中城村字南上原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
南上原(1)	中城村字南上原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
奥間	中城村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	土石流
奥間	中城村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	土石流
当間	中城村字当間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	土石流
伊集	中城村字伊集の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	土石流
津覇	中城村字津覇の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	土石流
津覇	中城村字津覇の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	土石流
和宇慶	中城村字和宇慶の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	土石流
伊集	中城村字伊集の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	土石流
久場	中城村字久場及び字泊の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	地滑り
泊	中城村字泊及び字伊舎堂の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	地滑り
	中城村字登又、字伊舎堂及び字添石の区域のうち、次の図に	

伊舎堂	示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	地滑り
当間	中城村字当間及び字安里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	地滑り
奥間	中城村字奥間及び字北上原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	地滑り
津覇	中城村字津覇の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	地滑り
伊集	中城村字和宇慶及び字伊集の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。）	地滑り

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年1月1日まで縦覧に供する。

平成23年11月15日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年11月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人トータルエイジ
- 3 代表者の氏名 赤坂一就
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市高原四丁目24番11号照一アパート2F-A
- 5 定款に記載された目的 この法人は、広く市民を対象に、野球やサッカーほかスポーツ競技の教室及びスポーツ大会の開催と、スポーツに付随するストレッチや栄養指導などの研修及び情報提供を行うことにより、地域の青少年の健全育成や住民の健康増進に寄与する活動を行い、地域社会に貢献することを目的とする。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	---